

台風等の非常変災時における生徒の登校について

1 台風等の非常変災時

- (1) 「暴風警報」、「暴風波浪警報」等、暴風の付く警報が中予地方及び居住地に発令されている場合は、生徒は登校準備をして自宅で待機しておく。また、JR等の公共交通機関を利用している生徒の場合、これらの「警報」が出ていなくても、それらが利用できない状態になっている場合には、同様に自宅待機しておく。「暴風雪警報」の場合も同様の扱いとする。
- (2) 「特別警報」が中予地方及び居住地に発令されている場合は、早めの自主避難または市町村の勧告・指示による避難を行う。例えば、自宅近くの避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所に留まる。なお、特別警報には、大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山噴火・地震などの種類がある。
- (3) 正午までに上記(1)(2)の警報が解除された場合、あるいはJR等の公共交通機関が利用できるようになった場合には、安全を十分確認し、授業の準備をして登校する。
- (4) 正午を過ぎても上記(1)(2)の警報の発令が継続している場合や、JR等の公共交通機関も利用できない状態が続いている時は、自宅学習とする。
- (5) 上記(1)(2)以外の「警報(大雨警報等)」や「注意報」が発令されているときは、安全を十分確認して登校する。

2 事故等、上記1以外による公共交通機関の不通時の対応

JR等の公共交通機関を利用している生徒で、公共交通機関が災害や事故で不通の場合は、原則として代替りの交通手段を利用するなどして、安全を十分確認して登校する。